

東京労働局発表  
平成24年5月11日

担	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 湯川 渉 主任監察監督官 恒田 美代子
当	電話 03・3512・1612

## 平成23年の定期監督等の実施結果

### 【定期監督等を実施した事業場の約7割で法違反】

- 製造業、商業、運輸交通業において違反率が高い。
- 労働時間、割増賃金、就業規則に関する違反率が高い。
- 建設業において機械・設備等の危険防止措置に関する違反件数が多い。

東京労働局（局長 山田 亮）は、平成23年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等の実施結果を以下のとおり取りまとめた。

#### 1 定期監督等における実施件数・違反率（表1）

ア 平成23年に管下労働基準監督署の労働基準監督官が実施した定期監督等

① 実施件数 8,659件（前年比 810件減）

② 違反率 71.0%（前年比 -0.5%）

（注：定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。）

イ 業種別の実施件数（多い順）

① 建設業 3,089件（前年比 20件減）

② 商業 1,583件（前年比 800件減）

③ 製造業 887件（前年比 166件増）

ウ 違反率の高い業種（年間100件以上の監督等を実施した業種に限る。）

① 製造業 80.2%（前年比 +0.4%）

- ② 商 業 77.4% (前年比 -3.2%)
- ③ 運輸交通業 77.1% (前年比 -7.0%)

エ 使用停止等処分件数

399件 (前年比 -10.5%)

うち326件は建設業 (前年比 -11.1%)

(注： 使用停止等命令処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業者に対し、機械設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長が命じるもの。)

2 定期監督等における主要な法違反 (表2)

(1) 違反件数が多い違反内容

- ① 労働時間 2,359件 (27.2%)
- ② 割増賃金 1,737件 (20.0%)
- ③ 就業規則 1,435件 (16.6%)
- ④ 労働条件明示 1,285件 (14.8%)
- ⑤ 健康診断 1,116件 (12.9%)

(注： ( ) 内は定期監督等実施事業場数に対する違反割合)

(2) 主要な法違反の状況

ア 労働条件の明確化関係

- ① 労働基準法第15条 (労働条件の明示) 1,285件  
うち435件 (33.9%) が商業

【違反の事例】

- ・ 労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。また、交付しているが、法定事項が不足しているもの。

- ② 同法第89条 (就業規則の作成等) 1,435件  
うち492件 (34.3%) が商業

【違反の事例】

- ・ 常時使用する労働者が10人以上いるのに、就業規則の作成・届出がないもの。

イ 労働時間・割増賃金関係

- ① 労働基準法第32条 (労働時間) 2,359件  
うち694件 (29.4%) が商業、330件 (14%) が製造業

**【違反の事例】**

- ・ 時間外労働に関する協定の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。また、協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。

② 同法第37条（割増賃金）1，737件

うち470件（27.1%）が商業

また、保健衛生業、接客娯楽業及びその他の事業が200件以上

なお、1か月60時間を超える残業時間に対する割増賃金が50%未満であった大企業は34件（注）

**【違反の事例】**

- ・ 時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金（通常の賃金の2割5分以上）を支払っていないもの。

（注）平成22年4月1日から、大企業（業種により資本金又は出資金の規模若しくは労働者数に応じて定められている。）については、1か月60時間を超える残業時間に対して50%以上の割増率で割増賃金を支払わなければならないこととなった。

ウ 安全衛生関係

① 安全衛生管理体制（労働安全衛生法第10～12、15、17～19条）に係る違反810件

うち445件（55%）は衛生管理者に係る違反（そのうち81件が商業、80件が製造業）

**【違反の事例】**

- ・ 常時使用する労働者が50人以上いるのに、衛生管理者を選任していないもの。

② 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準（同法第20～25条）に係る違反1,394件

うち1,081件（77.5%）が建設業

**【違反の事例】**

- ・ 高さが2メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。

③ 元方事業者等（同法第30及び31条）に係る違反485件

**【違反の事例】**

- ・ 建設工事現場において、元請事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための協議組織の設置・運営を行っていないもの。

④ 健康診断（同法第66条）に係る違反1,116件

うち424件（38%）が商業、181件（16%）が製造業

**【違反の事例】**

- ・ 常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。

**3 今後の指導方針**

東京労働局及び労働基準監督署（支署）においては、厳しい経済情勢の中にあつて、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行ってきたところである。

今後とも、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施するとともに、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、厳正に司法処分に付すこととしている。

（注） 申告への対応については「平成23年賃金不払事案（申告事件）の処理状況の概要（平成24年5月11日東京労働局発表）」、司法処理状況については「平成23年度の司法処理状況（平成24年5月11日東京労働局発表）」をご参照ください（発表後速やかに東京労働局ホームページに掲載する予定です。）。

表1 定期監督等における実施件数・違反率

	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)
製造業	916	81.6	1,005	84.8	877	83.1	714	79.7	721	79.8	887	80.2
鉱業	3	66.7	5	100.0	2	50.0	0	0.0	5	80.0	0	0.0
建設業	4,774	63.4	4,861	66.7	4,270	62.6	2,280	59.4	3,109	56.4	3,089	62.0
運輸交通業	450	77.6	443	84.2	430	82.3	319	77.4	328	84.1	402	77.1
貨物取扱業	67	73.1	61	67.2	54	63.0	23	60.9	28	75.0	54	61.1
工業的業種小計	6,210	67.2	6,375	70.8	5,633	67.3	3,336	65.5	4,191	62.7	4,432(51%)	67.0
農業	9	0.0	7	42.9	4	50.0	3	0.0	13	46.2	9	44.4
畜産・水産業	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
商業	880	85.6	1,009	85.5	871	85.6	514	81.9	2,383	80.6	1,583	77.4
金融広告業	159	76.7	169	75.1	142	71.1	108	76.9	197	65.0	115	68.7
映画・演劇業	25	88.0	19	68.4	16	87.5	16	87.5	26	84.6	27	81.5
通信業	19	68.4	21	71.4	22	54.5	10	60.0	19	63.2	14	78.6
教育研究業	192	83.9	222	86.0	192	83.9	117	85.5	199	74.4	300	76.0
保健衛生業	362	84.5	443	81.5	328	86.0	170	79.4	656	81.9	649	76.6
接客娯楽業	227	88.1	199	89.4	289	92.0	211	86.3	504	80.2	595	76.1
清掃・と畜業	208	75.5	152	77.6	171	81.3	71	77.5	233	76.0	177	71.2
官公署	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	100.0	5	80.0
その他の事業	768	79.9	797	76.8	707	78.4	717	61.1	1,047	75.6	752	70.1
非工業的業種小計	2,850	82.4	3,039	81.7	2,742	83.0	1,938	74.0	5,278	78.6	4,227(49%)	75.2
合計	9,060	72.0	9,414	74.3	8,375	72.4	5,274	68.6	9,469	71.5	8,659(100%)	71.0

表2 定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反

○労働基準法違反件数

	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条
	労働条件明示	賃金不払	労働時間	休日	日割増賃金	就業規則	賃金台帳
18年	952	317	2,250	146	1,736	1,243	641
19年	1,045	456	2,373	137	1,865	1,327	775
20年	945	440	2,069	113	1,574	1,145	755
21年	624	282	1,259	78	944	652	443
22年	1,770	386	2,911	199	2,237	2,025	758
<b>23年</b>	<b>1,285</b>	<b>429</b>	<b>2,359</b>	<b>127</b>	<b>1,737</b>	<b>1,435</b>	<b>638</b>

○労働安全衛生法違反件数

	10~19条 (14条除)	14条	20~25条	20~25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全管理	作主	業者	衛生基準	特定元方事業者・注文者	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断
18年	1,518	288	2,118	182	878	192	82	75	54	744
19年	1,482	381	2,186	183	925	191	60	117	62	885
20年	1,436	275	1,899	162	731	163	87	76	134	759
21年	904	143	1,058	101	354	102	45	36	39	466
22年	963	159	1,252	105	474	134	43	50	45	1,250
<b>23年</b>	<b>810</b>	<b>228</b>	<b>1,394</b>	<b>152</b>	<b>485</b>	<b>171</b>	<b>66</b>	<b>58</b>	<b>96</b>	<b>1,116</b>